

## 第 4 章 人権課題への取組

## 6 外国人の人権

※黄色箇所については、前回審議会の意見等を反映させ、修正した部分

## 【現状と課題】

- 市内に在住する外国人は、948 人（令和 3 年 6 月末現在）で、市人口の約 1.5%にあたり、国籍（地域）別には、ベトナム、中国、フィリピン、ブラジル、韓国・朝鮮など、26 カ国の方々が在住されています。外国人の総数は、長期的には増加傾向にあり、平成 26 年（前回方針策定時）の約 1.5 倍となっています。また、市内の小・中学校では、12 校に 22 人の外国人の児童・生徒が在籍しています（令和 3 年 7 月 1 日現在）。
- 国際化が進む一方で、外国人をめぐっては、言葉、宗教、習慣などの違いから、アパート・マンションへの入居拒否などの差別的事案も発生しています。市が 2018（平成 30）年に実施した「人権に関する市民意識調査」の結果では、「外国人の賃貸住宅の入居拒否（外国人が入居を断られる不動産業者がいても仕方がない）」に同調する意見が 3 割あり、また、子どもの結婚相手が日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人であった場合、賛成の態度は約 5 割ですが、反対の態度も約 4 割あり、外国人の入居や結婚などに偏見や差別意識があります。
- 特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的に関心を集めていたことから、2016（平成 28）年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。
- 2019（平成 31）年 4 月には、外国人労働者受け入れ拡大のため、改正入国管理法が施行されたことにより、地域や職場において外国人と接する機会がさらに増えることも予想されます。そのため、行政情報などの多言語化を進め、外国人市民の生活習慣の相違や情報の不足をサポートするための相談・支援体制の充実を進める必要があります。また、同年 6 月には、日本に住む外国人への日本語教育を進めるための「日本語教育の推進に関する法律」が施行されました。
- 「人権に関する市民意識調査」では、外国人の人権問題に対して、「関心がある」と回答した人の割合は、62.3%で前回調査（57.7%）より 4.6 ポイント増加しているものの、関心度の高さは、17 項目中、12 番目となっています。外国人との交流を深め、様々な文化や多様性を認め合い、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、安心して暮らすことができる多文化共生社会の実現に向け、丹波市国際交流協会と協働で様々な国際理解や国際交流の取組を進めています。

## 【施策の方向性】

## (1) 外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進

- 異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、異なる文化、生活習慣や価値観などの多様性を受け入れ、外国人住民が抱える課題等への理解を深め、互いに尊重する気持ち

を育むとともに、偏見や差別をなくすための教育・啓発を行います。

(2) 生活支援の充実

- 生活情報や行政情報など、必要な情報が外国人に届くよう、多言語での情報発信や、やさしい日本語の活用に努めるとともに、外国人が抱えている様々な問題に対する相談・支援体制の充実に努めます。
- 日本語習得を支援するため、丹波市国際交流協会や民間団体などと連携し、日本語教室などの学習機会の充実に向けた支援を行います。

(3) 多文化共生社会の実現をめざす教育の推進

- 日本語指導が必要な児童生徒に、基本的な日本語力を身につけさせるとともに、外国人児童生徒語学指導者を派遣するなど、学校生活への適応を促す支援の提供を図ります。
- 外国人幼児児童生徒などが自己実現を図ることができるよう支援するとともに、すべての子どもたちが共生の心を育成するため、子ども多文化共生教育の充実に努めます。

(4) 多文化共生の地域づくり

- 丹波市国際交流協会や民間団体などと連携し、外国人の社会参画や交流の取組を進めるとともに、様々な国の文化に対する地域における相互理解を促進します。

(5) インターネットによる人権侵害やヘイトスピーチを許さない取組の推進

- 全国的にはヘイトスピーチが街頭やインターネット上で行われていることから、インターネットを悪用した差別を助長する書き込みを監視するインターネット・モニタリングを引き続き実施します。

【参考】

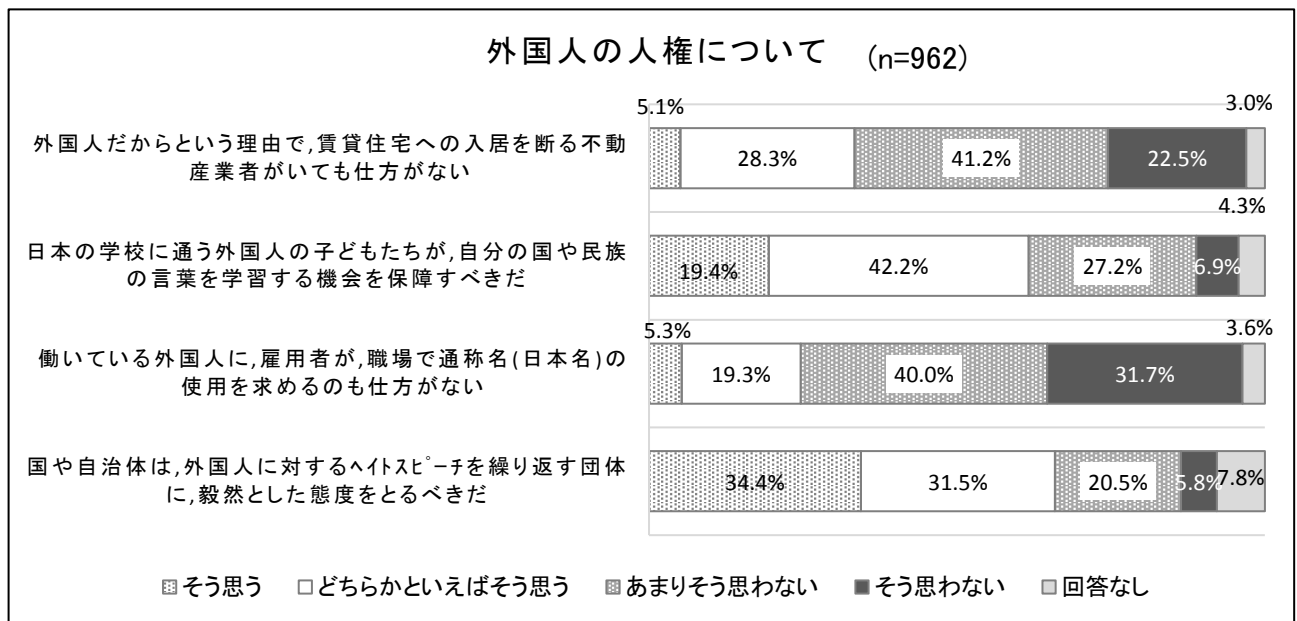
2018（平成30）年実施「人権に関する市民意識調査の結果（抜粋）」

○外国人の人権について

外国人の人権に関する4つの意見に対する考え方を尋ねたところ、「外国人の人権を守ろうとする立場に立つ回答」（以下「積極的回答」という。）が6～7割となりました。

性別では「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で男性の方が女性より積極的回答が多く、その他の項目では、女性の方が男性より積極的回答が多くなっています。

年齢別では「働いている外国人に、雇用者が職場で通称名（日本名）の使用を求めるのも仕方がない」と「国や自治体は、外国人に対するヘイトスピーチを繰り返す団体に、毅然とした態度をとるべきだ」で18～29歳代の若い年代層と70歳以上の高い年代層で積極的回答の割合が低くなっています。



## 第2次丹波市人権施策基本方針「外国人の人権」

### (1) 現況

経済をはじめ、様々な分野においてボーダレス化・グローバル化の流れは地方にも及び、地域で暮らす外国人は年々増加しています。国際的には、国連において国際人権規約、難民条約、人種差別撤廃条約などが採択されています。わが国も順次締約国となり、国際社会と歩調を合わせた取組を進めています。

しかし、歴史的経緯から今日まで日本に生活の本拠をもつ在日韓国人・朝鮮人等の永住者、さらには中国帰国者、難民、研修生・実習生、移住労働者など、外国人に対する就労差別や入居・入店拒否など様々な人権問題が発生しています。こうした背景には、歴史的経緯に加え、言語・文化・生活習慣等への理解不足からくる外国人に対する偏見や差別意識が挙げられます。これらの偏見や差別意識は、国際化の著しい進展や国民への人権尊重の精神の定着、様々な人権教育・啓発の努力により外国人に対する理解が進み、着実に改善の方向に向かっていると考えられますが、今日的な問題としては、滞在の長期化、定住化、永住化傾向の中での教育、就職、結婚などの問題、また外国にルーツを持つ子どもたちの教育を受ける権利と民族的アイデンティティの保障などの問題があります。また、近年は異なる国籍、人種、民族的な背景を持つ人々に対して憎悪（ヘイト）に基づく言動を行い差別を扇動する「ヘイトスピーチ」への対応も求められています。

丹波市内に居住する外国人の数は約600人と人口の約1%を占め、定住化も進んでいます。人権問題も発生しており、異なる国籍・文化・歴史的背景等を持つ人々が、様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いに尊敬し、いつも安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた取組が必要です。

### (2) 課題

- ・外国人や外国にルーツを持つ子どもたちに対する正しい理解・認識、文化や生活習慣についての相互理解、権利擁護にかかる教育・啓発の推進
- ・外国人や外国にルーツを持つ子どもたちの教育権の保障
- ・多言語での情報提供など外国人の暮らしやすい環境の整備
- ・学校教育の中での日本語指導の推進
- ・市民の国際交流活動の活性化
- ・多文化共生に向けた取組の役割分担と連携

### (3) 施策の方向性

#### ①知識・情報の提供

外国人の人権を尊重する前提として、生活に関わることから法律や制度に関わることまで幅広い知識や情報をその人に届ける必要があります。その国の言葉で必要な情報が必要な人に届くようにすることが大切であり、行政機関等における多言語案内・表示等の対応を進めるとともに、関係機関や各種団体等とも連携して、日本語指導の推進、事業主や地域等に対する啓発等に取り組みます。

また、外国人への知識・情報等の提供や相談等のサポートを担う人材や団体等の育成・支援にも取り組みます。

## ②啓発・相互理解の促進

日本人と外国人が互いにふれあい交流することは、相互の文化・価値観に対する理解を深め、人権擁護にも繋がります。このため、地域が外国人を受け入れ共生できるよう、外国人の文化や習慣、人権に対して理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、外国人住民に対しても、地域行事等への参加を働きかけるなど、交流・相互理解の促進・啓発に努めます。

また、多文化共生について地域、学校、企業・事業所、行政等が連携する仕組みづくりに取り組めます。

## ③生活・教育環境の充実

外国人が地域で安心して生活できるよう、日常生活に関する情報を提供したり、各種相談事業や日本語を学習する機会の充実を図ることが必要です。そのため、行政と国際交流協会など民間団体との連携を図ります。

また、外国人や外国にルーツを持つ児童・生徒が安心して勉学に励めるように、日本語を学ぶ機会・場の提供や日本語指導の人材確保など各学校における取組を進めます。

## ④雇用・保健・福祉の充実

外国人の就労について、日本人と平等に扱われないなどの問題が生じないように、就労条件・賃金等に対して適正に対応するために、関係機関と連携をとりつつ事業主に対して啓発を推進していきます。

また、外国人が健康な生活を送るために、事業主や関係機関と連携して、疾病の予防や保健・医療などについて利用しやすい環境・条件の整備に努めるとともに、在住外国人に対する国民健康保険・介護保険・国民年金制度等の周知に努めます。